

令和 8 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 8 年度予算関係)

山 形 市

議 第 8 号

令和 8 年度山形市一般会計予算

令和 8 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,146,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		38,753,158 ^{千円}
	1 市 民 税	17,917,200
	2 固 定 資 産 税	15,719,269
	3 軽 自 動 車 税	772,383
	4 市 た ば こ 税	1,514,931
	5 入 湯 税	53,350
	6 都 市 計 画 税	2,776,025
2 地 方 譲 与 税		674,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	126,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	492,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	56,000
3 利 子 割 交 付 金		90,000
	1 利 子 割 交 付 金	90,000
4 配 当 割 交 付 金		150,000
	1 配 当 割 交 付 金	150,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		200,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		473,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	473,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		7,320,000 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	7,320,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		9,000
	1 環境性能割交付金	9,000
10 地方特例交付金		386,000
	1 地方特例交付金	386,000
11 地方交付税		14,690,000
	1 地方交付税	14,690,000
12 交通安全対策特別交付金		32,000
	1 交通安全対策特別交付金	32,000
13 分担金及び負担金		869,229
	1 負担金	869,229
14 使用料及び手数料		1,511,857
	1 使用料	845,562
	2 手数料	666,295
15 国庫支出金		19,349,711
	1 国庫負担金	14,665,509
	2 国庫補助金	4,611,497
	3 委託金	72,705

款	項	金 額
16 県 支 出 金		8,713,296 ^{千円}
	1 県 負 担 金	5,140,896
	2 県 補 助 金	2,915,845
	3 委 託 金	656,555
17 財 産 収 入		4,499,286
	1 財 産 運 用 収 入	131,609
	2 財 産 売 払 収 入	4,367,677
18 寄 附 金		2,612,500
	1 寄 附 金	2,612,500
19 繰 入 金		3,059,060
	1 特 別 会 計 繰 入 金	382,134
	2 基 金 繰 入 金	2,676,926
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		4,629,803
	1 延滞金、加算金及び過料	45,135
	2 市 預 金 利 子	11,300
	3 貸付金元利収入	3,109,478
	4 受託事業収入	227,380
	5 雑 入	1,236,510
22 市 債		8,521,100
	1 市 債	8,521,100
歳 入 合 計		117,146,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		674,475 <small>千円</small>
	1 議 会 費	674,475
2 総 務 費		18,797,242
	1 総 務 管 理 費	8,178,431
	2 徴 税 費	1,190,885
	3 戸籍住民基本台帳費	496,701
	4 選 挙 費	82,498
	5 統 計 調 査 費	64,521
	6 監 査 委 員 費	109,307
	7 企 画 費	3,707,215
	8 文化スポーツ費	4,897,143
	9 交通安全対策費	70,541
3 民 生 費		44,943,389
	1 社 会 福 祉 費	19,581,377
	2 児 童 福 祉 費	21,099,544
	3 生 活 保 護 費	4,105,277
	4 災 害 対 策 費	157,191
4 衛 生 費		8,988,487
	1 保 健 衛 生 費	4,304,236
	2 清 掃 費	4,159,196
	3 環 境 保 全 費	494,138
	4 上 水 道 費	30,917

款	項	金 額
5 労 働 費		402,719 ^{千円}
	1 労 働 福 祉 費	402,719
6 農 林 水 産 業 費		2,064,490
	1 農 業 費	1,721,200
	2 林 業 費	343,290
7 商 工 費		6,836,505
	1 商 工 費	6,763,315
	2 消 費 者 保 護 費	73,190
8 土 木 費		11,182,154
	1 土 木 管 理 費	533,768
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,197,632
	3 河 川 費	245,825
	4 都 市 計 画 費	3,439,946
	5 下 水 道 費	3,300,000
	6 住 宅 費	464,983
9 消 防 費		3,574,191
	1 消 防 費	3,574,191
10 教 育 費		10,057,480
	1 教 育 総 務 費	2,386,530
	2 小 学 校 費	2,133,039
	3 中 学 校 費	564,664
	4 高 等 学 校 費	1,474,703
	5 幼 稚 園 費	67,131

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,129,791 ^{千円}
	7 保 健 体 育 費	2,301,622
11 災 害 復 旧 費		6,544
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,258
12 公 債 費		9,568,324
	1 公 債 費	9,568,324
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	117,146,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
例規集管理システム更新事業	令和8年度から 令和13年度まで	千円 22,842
本庁舎空調設備改修事業	令和9年度	137,560
固定資産評価替基礎情報調査 分 析 事 業	令和8年度から 令和11年度まで	45,768
県議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和9年度	19,539
市議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和8年度から 令和9年度まで	46,696
新 駅 整 備 検 討 事 業 (基本設計費負担金)	令和9年度	57,000
楯山駅周辺整備事業 (基本計画調査費負担金)	令和9年度	49,000
総合福祉センター昇降機改修事業	令和9年度	14,708
児童遊戯施設・子育て支援センター (べにっこひろば) 指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	495,566
児童遊戯施設・子育て支援センター (南部児童遊戯施設) 整備運営事業	令和9年度から 令和18年度まで	2,368,147千円に物価変動による増減 額を加えた額
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和 8年度 令和8年度から 令和15年度まで	融資総額6,280千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
市有施設太陽光発電設備導入事業費 補 助 金	令和9年度	8,172
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和 8年度 令和8年度から 令和18年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利 子 補 給	令和 8年度 令和8年度から 令和13年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利 子 補 給	令和 8年度 令和8年度から 令和11年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利 子 補 給	令和 8年度 令和8年度から 令和15年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額

事 項		期 間	限 度 額
災害・経営安定対策資金の 利 子 補 給	令 和 8年度	令 和 8 年 度 か ら 令 和 23 年 度 ま で	千円 融資総額30,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
山形国際交流プラザ空調自動制御設備 改 修 事 業		令 和 9 年 度	125,576
特定計量器定期検査事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,908
道路維持補修事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	150,000
山形県施行河川整備事業費 負担金（市道付帯工事）		令 和 9 年 度 か ら 令 和 16 年 度 ま で	1,185,122
道路トンネル長寿命化事業		令 和 9 年 度	70,800
山形駅東西自由通路 エレベーター改修事業		令 和 9 年 度	11,419
除 排 雪 等 経 費		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要 する額)
河川パトロール車更新事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,352
霞城公園整備計画改定事業		令 和 9 年 度	12,880
消防救急デジタル無線整備事業		令 和 9 年 度	509,095
消防ポンプ自動車整備事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	78,300
出羽小学校屋内運動場等改築事業		令 和 9 年 度	52,610
霞城公民館受変電設備改修事業		令 和 9 年 度	16,936

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域集会所等整備事業	4,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	37,200			
庁舎整備事業	155,000			
地域総合整備資金貸付 事業	1,750,000			
新駅整備事業	42,400			
デジタル活用推進事業	15,100			
やまがたクリエイティブシ ンターQ1整備事業	10,500			
市民会館整備事業	1,496,700			
スポーツ施設整備事業	666,000			
公共施設除却事業	203,600			
総合福祉センター整備 事業	8,800			
障がい福祉施設整備 事業	57,800			
老人福祉施設整備事業	50,900			
福祉文化センター整備 事業	4,000			
保育施設整備事業	53,100			
児童遊園整備事業	88,600			
斎場整備事業	20,600			
最終処分場施設整備 事業	147,000			
農業生産基盤整備事業	34,600			
放牧場整備事業	1,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村振興環境整備事業	1,100 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
林道整備事業	21,000			
公有林整備事業	4,600			
山形国際交流プラザ 整備事業	273,400			
道路橋りょう整備事業	293,600			
地方道路等整備事業	957,600			
河川整備事業	110,200			
市街地整備事業	413,900			
都市計画街路事業	52,700			
都市計画公園整備事業	250,700			
公営住宅整備事業	35,100			
消防施設整備事業	605,400			
義務教育施設整備事業	573,400			
公民館整備事業	21,400			
図書館整備事業	4,200			
学校給食センター整備 事業	54,800			
合 計	8,521,100			

議 第 9 号

令和 8 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		112,268栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,193千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,022m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,140,190千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	1,277,610千円
負 担 事 業	事 業 費	74,705千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,435,291千円
第 1 項 営 業 収 益		5,835,076千円
第 2 項 営 業 外 収 益		600,215千円
支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用		6,120,962千円
第 1 項 営 業 費 用		5,694,873千円
第 2 項 営 業 外 費 用		372,612千円
第 3 項 特 別 損 失		3,477千円
第 4 項 予 備 費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,298,850千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,450千円、過年度分損益勘定留保資金289千円、建設改良積立金1,400,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,604,111千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,133,076千円
第1項 企業債		1,000,000千円
第2項 工事負担金		53,102千円
第3項 補助金		55,798千円
第4項 受託金		24,176千円
支 出		
第1款 資本的支出		4,431,926千円
第1項 建設改良費		3,186,112千円
第2項 企業債償還金		1,194,314千円
第3項 投資		1,500千円
第4項 予備費		50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管路更新事業 (配水管工事・路面復旧工事)	令和9年度	150,000 <small>千円</small>
浄配水施設耐震化事業 (熊の前配水場移転事業)	令和9年度	340,956
浄配水設備更新事業 (松原系遠方監視装置更新工事ほか2件)	令和9年度	326,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業	1,000,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 1,360,357千円

(2) 交 際 費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、44,733千円と定める。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 10 号

令和 8 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数			77,097戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量			30,743千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量			84,228m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業			
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		1,035,727千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		1,197,803千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費		849,595千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益			8,194,982千円
第 1 項 営 業 収 益			5,187,676千円
第 2 項 営 業 外 収 益			3,007,306千円
支 出			
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用			7,988,177千円
第 1 項 営 業 費 用			6,884,771千円
第 2 項 営 業 外 費 用			1,049,746千円
第 3 項 特 別 損 失			3,660千円
第 4 項 予 備 費			50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,146,886千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額127,596千円、過年度分損益勘定留保資金2,879,479千円、減債積立金35,000千円及び当年度分損益勘定留保資金104,811千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		6,971,421千円
第1項 企業債		4,240,100千円
第2項 補助金		957,480千円
第3項 負担金		1,773,841千円
支 出		
第1款 資本的支出		10,118,307千円
第1項 建設改良費		3,456,741千円
第2項 企業債償還金		6,611,566千円
第3項 予備費		50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和8年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道処理施設改築事業（七浦中継ポンプ場ほか）	令和9年度	1,021,866

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,808,500	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	371,900			
特定環境保全公共下水道事業	54,200			
資本費平準化債	1,800,000			
下水道事業債(特別措置分)	205,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 394,245千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、500千円と定める。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 8 年度山形市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	1,346戸
(2) 排 水 人 口	4,146人
(3) 主な建設改良事業	
処理場及びポンプ場建設事業	事業費 18,191千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債2,700千円を借り入れる。

収 入	
第 1 款 農業集落排水事業収益	191,019千円
第 1 項 営 業 収 益	41,758千円
第 2 項 営 業 外 収 益	149,261千円
支 出	
第 1 款 農業集落排水事業費用	191,006千円
第 1 項 営 業 費 用	181,343千円
第 2 項 営 業 外 費 用	6,662千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,061千円は、減債積立金2,707千円、過年度分損益勘定留保資金3,230千円及び当年度分損益勘定留保資金41,124千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	45,408千円
第1項 企業債	8,700千円
第2項 補助金	36,708千円
支 出	
第1款 資本的支出	92,469千円
第1項 建設改良費	18,191千円
第2項 企業債償還金	73,278千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 8,700	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
公営企業会計適用債	2,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、68,892千円である。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 12 号

令和 8 年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	149,285人
外 来	182,024人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	409人
外 来	746人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	469,550千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	14,558,783千円
第 1 項 医 業 収 益	13,425,115千円
第 2 項 医 業 外 収 益	996,855千円
第 3 項 附 帯 事 業 収 入	136,813千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	14,556,107千円
第 1 項 医 業 費 用	14,328,720千円
第 2 項 医 業 外 費 用	70,574千円
第 3 項 附 帯 事 業 費 用	136,813千円
第 4 項 特 別 損 失	10,000千円
第 5 項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額235,297千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,173千円、過年度分損益勘定留保資金155,989千円、及び当年度分損益勘定留保資金78,135千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	660,084千円
第1項 企業債	459,800千円
第2項 負担金	129,609千円
第3項 補助金	70,575千円
第4項 その他資本的収入	100千円
支 出	
第1款 資本的支出	895,381千円
第1項 建設改良費	645,163千円
第2項 企業債償還金	249,218千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 52,000	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
医療機器整備事業	407,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費（児童手当を除く） 8,097,398千円
- (2) 交際費 764千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,825,306千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
建 物	外壁改修	一 式	工 事
医 療 機 器	放射線画像管理システム	一 式	購 入
医 療 機 器	関節鏡システム	一 式	購 入
医 療 機 器	内視鏡システム	一 式	購 入
器 具 備 品	プライベートLTE (sXGP) システム	一 式	購 入
器 具 備 品	業務用スマートフォン	一 式	購 入

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 8 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,023,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,067,203 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,067,203
2 使用料及び手数料		14
	1 手 数 料	14
3 国庫支出金		4,234
	1 国庫補助金	4,234
4 県支出金		15,448,016
	1 県補助金	15,448,016
5 財産収入		4,655
	1 財産運用収入	4,655
6 繰入金		1,464,387
	1 一般会計繰入金	1,398,012
	2 基金繰入金	66,375
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		34,504
	1 延滞金、加算金及び過料	20,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	14,501
歳 入 合 計		21,023,014

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		355,136 ^{千円}
	1 総務管理費	314,923
	2 徴税費	39,498
	3 運営協議会費	715
2 保険給付費		15,335,244
	1 療養諸費	13,312,233
	2 高額療養費	1,968,984
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	39,017
	5 葬祭諸費	15,000
3 国民健康保険事業費 納付金		5,016,096
	1 医療給付費分	3,293,407
	2 後期高齢者支援金等分	1,328,381
	3 介護納付金分	394,308
4 保健事業費		234,038
	1 特定健康診査等事業費	207,114
	2 保健事業費	26,924
5 諸支出金		32,500
	1 償還金及び還付加算金	30,000
	2 貸付金	2,500
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,023,014

令和 8 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 8 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,143,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		4,034,747 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	4,034,747
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,100,057
	1 繰 入 金	1,100,057
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		9,001
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	8,300
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		5,143,807

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		90,284 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,113
	2 徴 収 費	22,171
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		5,045,121
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	5,045,121
3 諸 支 出 金		8,302
	1 償還金及び還付加算金	8,300
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		5,143,807

令和 8 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 8 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,706,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		5,150,202 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	5,150,202
2 使用料及び手数料		500
	1 手 数 料	500
3 国 庫 支 出 金		5,613,434
	1 国 庫 負 担 金	4,148,555
	2 国 庫 補 助 金	1,464,879
4 支 払 基 金 交 付 金		6,195,203
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,195,203
5 県 支 出 金		3,199,627
	1 県 負 担 金	3,089,322
	2 県 補 助 金	110,305
6 財 産 収 入		12,704
	1 財 産 運 用 収 入	12,704
7 繰 入 金		3,534,268
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,451,598
	2 基 金 繰 入 金	82,670
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		172
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	71
歳 入	合 計	23,706,111

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		431,963 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	300,648
	2 徴 収 費	14,936
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	113,160
	4 趣 旨 普 及 費	3,219
2 保 険 給 付 費		22,270,396
	1 介 護 サービス等諸費	20,372,757
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	715,876
	3 そ の 他 諸 費	26,061
	4 高 額 介 護 サービス等費	521,209
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	100,178
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	534,315
3 地 域 支 援 事 業 費		809,765
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	621,824
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	48,553
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	136,224
	4 そ の 他 諸 費	3,164
4 保 健 福 祉 事 業 費		64,571
	1 保 健 福 祉 事 業 費	64,571
5 諸 支 出 金		124,416
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,527
	2 繰 出 金	116,889
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,706,111

令和 8 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 8 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,416千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,216 ^{千円}
	1 繰 入 金	7,216
2 繰 越 金		599
	1 繰 越 金	599
3 諸 収 入		11,601
	1 貸付金元利収入	11,600
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		19,416

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		19,316 ^{千円}
	1 総務管理費	7,116
	2 貸 付 金	12,200
2 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		19,416

令和 8 年度山形市財産区会計予算

令和 8 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		53 ^{千円}
	1 財産運用収入	52
	2 繰越金	1
2 関沢財産区収入		1,558
	1 財産運用収入	822
	2 繰入金	736
3 山寺下組財産区収入		32
	1 財産運用収入	31
	2 繰越金	1
4 その他の財産区収入		8,870
	1 財産運用収入	251
	2 繰入金	8,153
	3 繰越金	466
歳 入 合 計		10,513

歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		53 <small>千円</small>
	1 財産区管理会費	53
2 関沢財産区費		1,558
	1 財産区管理会費	157
	2 財産管理費	1,401
3 山寺下組財産区費		32
	1 財産区管理会費	32
4 その他の財産区費		8,870
	1 財産管理費	8,870
歳 出 合 計		10,513

令和 8 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 8 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ578,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		571,309 ^{千円}
	1 使用料	571,309
2 繰越金		145
	1 繰越金	145
3 諸収入		6,659
	1 雑収入	6,659
歳入合計		578,113

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		306,448 ^{千円}
	1 駐車場管理費	306,448
2 公債費		6,322
	1 公債費	6,322
3 繰出金		265,243
	1 繰出金	265,243
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		578,113

令和 8 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 8 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		113,848 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	113,848
2 繰入金		82,470
	1 繰入金	82,470
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		84,266
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	54,266
歳入合計		280,585

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		242,914 ^{千円}
	1 総務管理費	242,914
2 公債費		36,671
	1 公債費	36,671
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		280,585

